

ているんですかね、これもしかりです。

農作物というのは、播種時期あるいは収穫時期というのが決まっております。そばも収穫時期を過ぎて実があえてしまってバインダーで、コンバインで刈ったって実が袋に入るわけじゃないじゃないですか。だから、いつも落ち種で時期外れに種がぽんぽんぽんぽんずっと生えている。だから、そういうことですので、一般公社に移行する前に私は体制を整えていただきたいと思います。

相変わらず時間が足らずに申し訳ございませんが、私の、さっき言いましたように市長の政治姿勢についてはあとまだ数名残されていらっしゃると思いますので、それに期待したいと思いますが、学校図書予算については市長よろしく、くれぐれもよろしく願いしておきまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで、小川廣康君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。開会を11時5分から再開します。

午前10時51分休憩

午前11時05分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、1番、瀧上清君。

○議員（1番 瀧上 清君） 私は、さきの市議会議員補欠選挙で当選をさせていただきました瀧上清でございます。

私は長年、行政マンとしてあるいは理事者として、行政との深いかかわりを持ちながら、人生を歩いてまいりました。残された人生、大変お世話になった対馬市に少しでもお役に立ちたいと、熟年を代表した議員としての活動を展開しているつもりでございます。よろしく願いをいたします。

私は議員になりましてから、いまだ半年しか経過しておりませんが、対馬市の行政運営について本当にこのままでよいのだろうかと思うようなことに、何回となく目の当たりにしてまいりました。私は、行政経験者として、その一つ一つをただすことにはいささか面がゆいの感も否めませんが、議員の責務としてどうしても見逃せない事案に限りまして、今回かねて一般質問の通告をいたしておりましたことについて、3点について順次ストレートに質問いたします。市長の単純明快な、重ねて言います。単純明快な御答弁をお願いします。

参考までに、長々と答弁をされるのは言いわけがましゅうなりますからね、参考までに。私も長々答弁して非常にいろいろ言われた経験がありますから、単純にお願いします。時間もありません。

まず、1点目の市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

市長は、さきの選挙の折、「市民が宝の島づくり」と初当選の折のスローガンと同様のものを掲げて、市民大多数の御支持を獲得されて、見事当選されました。遅きに失しますが、おめでとうございます。多くの市民が、市民生活に観点を置いた、視点を置いた市長の行政運営に大きな期待をされたものと思います。

ところが、昨今、市民の皆さんから「市長は何を考えていらっしゃるんですか」「市長はいつ対馬におられるんですか」「市長は地元の行事にほとんど顔を見せません」「行事に顔を見せたかと思ったら、すぐに帰られました」「市長は出会っても私たちの顔など見てはくれません」などなどの言葉がよく聞こえてまいります。

このことは、市民派市長の誕生に大きく期待した市民の市長に対する期待の反動でしかないと思います。市長は御多忙のきわみにあることは重々承知しておりますが、市民一人一人との対話の時間など、とても無理であるということは十分承知いたしておりますが、このままでよいのでしょうか、大きな疑問が残ります。何か所見があればお聞かせください。

また、少なくともあなたの掲げる政策に共感されて、選挙の折、自分の仕事まで投げ打って、日夜を問わず市長の当選に向けて駆けずり回っていただいたあなたの同士の皆さんとの対話くらいは、あっているのは当然だろうと思いました。

ところが、気になるのは「まるで私たちなど選挙のときだけで、同士とは思っていないようです」との想像もされないような声が聞こえてまいります。「市民が宝の島づくり」と掲げた市長が、市民との対話なくしてひとりよがりの市民感でもって、市民が宝のとそんな政策なんて考えられません。あわせて御所見をお聞かせください。

重ねてお尋ねいたします。市長は、市民の意見をどのような方法で酌みとって行政に生かされようとしているんですか。残念ながら、議会人である私にもわかりません。市長のお考えを市民に知ってもらえる絶好の機会ですから、まずはこの際、市民にしっかりとその方策について答弁の中で訴えてください。

次に、議会との連携についてお尋ねいたします。

日本国の地方行政の運営は、市長部局の行政サイドと議会サイドは車の両輪のごとく連携相まって、目標に向かって突き進むのが議会制民主主義の原点であることは御承知のとおりであります。そこで、お伺いいたします。

市長は、議決機関である議会をどのような視点でもって行政を運営しようとしているのでしょうか。大変気になる対応が、さきの4月の臨時議会で発生いたしました。それは、今年度の補正予算案が提案・審議されたときのことです。補正予算の目玉は、鴨居瀬小学校跡地に計画された新規事業の対馬ニュービジネスサポートセンターの構想でした。そのとき、私は議会開催直前

の2月に選任されたばかりのほやほやの新人議員でした。その構想について何の知識もありませんでした。したがって、事業の経過も内容も知りませんので、黙してその審査の過程を見守るだけでした。

ところが、びっくりしました。審議が始まると、先輩議員から矢のように質問が相次ぎます。1億円に近い経費を要する新規の大型事業であるにもかかわらず、議員誰一人としてその内容についてわからない。質問を受けた担当部長の答弁は、本当にかわいそうでした。計画発案者でないことは、答弁の中で明白に私にはわかりました。将来の展望について何の明確な答弁はなく、しかも提案者であるはずの市長は最後まで一言も発しませんでした。当然議会は混乱します。結果は納得できる内容は確認できないまま、その予算案は残念ながら全会一致で否決されてしまいました。

採決後わかったことなのですが、市長との政策を共有するいわば議会の中の与党議員と申しませんか、その諸先輩たちはもとより、その政策を所管するはずの産業建設常任委員長ですら、提案の協議も相談もなかったと聞いてあきれられるばかりでした。議会をなんて考えているんですか。

市長は、議会軽視も甚だしいと私は思います。その後も、議会との距離を置いた政治手法を取り続ける市長、対馬市の将来展望について大きな疑問を持っているのは私一人でしょうか。市長、まさかあなたは自分一人で対馬市を運営しようなんてとんでもないことを考えているんじゃないでしょうね。若いときからのあなたをよく知っているものの一人として、あるいは市民の意見を代表して、代弁して市長に猛省を促します。

このことについて、いわゆる対馬市の議決機関である議会との今後の連携について、御見解があればお聞かせください。

次に、対馬市の行政組織の縦横の連携についてお伺いします。

市職員の皆さんが、日夜懸命に市民の生活安定のために、各部局のそれぞれの担当分野で励んでおられます。御苦労さまと申し上げます。

しかしながら、各部局の連携に疑問符をつけざるを得ない事案がございます。それは、各部局にまたがる事案の相談に行ったときのことで。主管される部局を訪問しますと、事案全般の結論と申しますか、話は聞かされず、自分のその所管する部局の担当する部分だけの説明に終始されます。困ったことです。また、別の部局に訪問しなければならないことになりますね。そうしますと、当然その部局もそんな感じでしたら、自分の担当部局のお話だけをなさるでしょう。市全体の結論を主管課がしっかりと把握して、協議した上で対外に向かって発せられるような組織づくり、それは必要なことです。

たまたまこの私が議員でございましたので、いろいろな方法を、その先のことはわかりますけれども、もし市民の皆さんが御相談に行ったら路頭に迷いますよ。どこにどんなふうに話していい

のかわからないことになっちゃいます。そんな連携のなさは見せないでください。しっかりと連携について一度御協議を願いたいと思います。

それで、市長は大変出張が多いようですね。したがって、市民との直接対話の場は多く望めませんから、必然的に各部局の管理職が対外的には責任ある対応をせざるを得ないことになります。当然のことながら、管理職の対応の中の言葉は市長の言葉を代弁することになるわけです。対馬市を代表しての管理職の言葉であるはずで。

しかし、残念ながら、管理職の中には市長が聞いたらびっくりするようなことをのうのうと対外に向かって発している人がおるんですよ。私は、そのときにその管理職にその場で注意をして、市長のところまでは上がってきていないと思いますけど、そういう言葉によって市の運営に大きな足かせになりかねないような言動をする職員がおりますから、しっかりと各部局の管理職を束ねて、よく指導してくださいよ。あなたが聞いたらびっくりする。そんなこともありますから、これは提言にとどめます。

さきに申しましたように、あまり時間がございませんから簡単明瞭に御答弁願います。（発言する者あり）順次質問させていただきます。簡単をお願いします。先がありますから。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 1番議員の御質問お答えさせていただきます。単純明快にということでございますので、極力そのようにもっていきたいと思います。

市民の意見をどのように、どのような方法で酌みとっているのかというふうなお話が第1点目にありました。私自身市民とのかかわりというものを強く持つつもりでおりますし、そのために「語らんね、市長室」というものも設定し、現在までたしか58回ほど開催しております。

また「語らんね、市長室」でこちらが受け身ではいけないということで、出前市長室という形で途中でそういう方法も取っております、58回と、238名の方にお話を聞いているところでございます。また、それ以外でも地区からの要請がありますと地区のほうにも出向き、その地区における課題等について耳を傾けさせていただいておるところであります。

また、出張で大変こちらにいるのが少ないというお話がございました。当然、出張というのはこの仕事につきものでございますけども、極力早い時期に帰ってきて、私は公務に携わるようにしているつもりであります。月のうち5日、6日は必ず出張というものは入るとは思いますけども、半数以上あけるということはまずもって今までなかったかと思えます。

また、市民の意見を傾ける、意見を聞く中で、ことし虹の原特別支援学校が開設しましたがけども、そのようなこともございます。また、森林づくり条例の制定に向かってもまたこれが発端になったところもありますし、乳幼児の福祉医療の現物給付の問題につきましても、「語らんね、市長室」においてお話をいただき、そしてそれを市長会に上げ、市長会のほうから県知事のほう

に要望を出して、そして実現するというふうなこともありました。そういうふうな政策というものを市民のほうから上がってくることを、先ほど言いますような、「語らんね、市長室」、出前市長室等を立ち上げて吸い上げさせていただいておるところであります。

市民との対話姿勢が見られない、また地元行事に参加していないというお話がございました。確かに、地元行事については少なくとも参加しおせない部分がございます。そういうところもあります。しかし、先日でしたか、上対馬のほうに漁協青壮年部のソフトボール大会と懇親会等がございましたけども、そちらに参加の折も帰り豊崎神宮での大祭等がございました。当然ながら、そちらにも顔を出させていただき、時間が許す限り、2時間程度そこで時間を、皆さんとの触れ合いをさせていただくということに（発言する者あり）極力今の「語らんね、市長室」とか、出前市長室、それからフェイスブック等も今始めておりますけども、そういう中で市民との対話というものを持っていきたいと、つなげていきたいという思いを持っております。

次の、議会との連携というお話がございました。議決機関である議会との連携をどのようにしていくのかという話でありますけども、決して議会でひとりよがりな行政運営でいいのかというお話がありました。私自身はそのようなつもりはなかったんですけども、そのように受けとめられる部分もあったのかなというふうな今、反省をしておるところであります。行政と議会というものが両輪となって走らなければいけないということは、もう当然のことですので、常にそのようなことを心がけていきたいというふうに思っております。

また、3点目で職員といいますか、こちらの意思というものが、組織としての一体感とかいろんな問題の御指摘だと思いますけども、常日ごろ私自身言ってきておりますのは、職員間の縦割りを壊して、やはり横連携をどうしていくかということ、それが市民の幸せにつながるんだということを、口をすっぱく何度となく言っております。また、部長会議、課長会議等も定例的に開いておりますし、そのことを部長から課長に、課長から職員にというふうなことも確認をずっとしておるところでございますけども、なかなかその浸透がままならないんだろうというふうに思います。

今、おっしゃられました課長が私どもの方向性と違うんじゃないかというふうな今、御指摘がございました。少なくとも管理職がそのようなことではと、私自身も今聞いて若干の職員に対する不信感を感じる部分があります。これから、5つの地域循環というものを今、全庁的に推し進めていくということでありますので、なお一層部長、課長並びに一般職員との特に対話等を私自身も心がけていながら、全庁的な体制がとれるようにしていきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 1番、淵上清君。

○議員（1番 淵上 清君） 今までは今まで、今後市民が納得できるような、しっかりやっておられても市民にその方向性を説明というんですか、広報的なものもしてない部分が多々見られ

るので、しっかりやっているんならそれで結構ですから、やはり市民からそういう声が出ないような仕組みも考えるべきだというふうに思います。

さて、時間があまりありませんから、ただ本当に単純に通告しておりましたし、今から質問する件は、担当部局とも十分話をした案件ですから簡単に質問します。

まず、対馬市の市役所の一般廃棄物の収集業務の契約についてお尋ねです。

市役所のごみは今年4月に、新たに既存の契約の中から分離して発注されて、新たな契約がされましたね。ところが、既存の契約からその分離した分が削除されていないとか、変更契約がなされていないんですが、その理由ですね。単純にお答えください。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、渕上議員がおっしゃられましたように、この4月に対馬市役所本庁のごみにつきまして、旧来のやり方を改め、事業系ごみという捉え方の中で、別立てで発注をかけたところでございます。

これにつきましては、それに伴う既存の一般廃棄物の家庭系の部分を収集されている方の契約変更がなされていないということでしょうけども、今までの委託契約の基礎数知というものが、世帯数ということで算定をされておりました。基本的に廃掃法に関する一般廃棄物の考え方というものが家庭系と事業系、2つに分かれておまして、この事業系のごみについては事業者の責務において排出をしなくてはいけないというふうなことがありまして、旧来から一般廃棄物の家庭系の収集の範疇に事業所は当然入ってなかった。ということ改めなくてはいけないということで、事業所の分については別発注にしていこうということにしました。

ところが、既存の分に何度も言いますが、事業所の、事業所数というのはカウントをされないままいましたので、これについて変更契約を結ぶものではないというふうなことに至っております。

○議長（作元 義文君） 1番、渕上清君。

○議員（1番 渕上 清君） 長い答弁でしたが、結局既存の契約に事業系のごみは積算されていないまま、その収集業務がなされていたということですね。その証明でしかないわけです。そこで、当然分離発注すれば分離した分は減額しなければいけないのに減額されていないのは積算していなかったと。違算であったということではないわけですね。

そこで、このごみのほうの契約は3カ年契約でされておまして、昨年度分についてはそのままの状況で現在経過しておるんですね。昨年、事業系ごみを積算されないまま収集業者が一般家庭のごみと合わせて市役所のごみを収集しておる。その取り扱いはどうされますか、サービスでもうお前たちは市役所にお世話になっておるんだから、そのままサービスしておけとおっしゃるんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この廃掃法の趣旨にのっとり、昭和45年にこれ制定されたんですけども、その事業系ごみと家庭系ごみ、事業系ごみにおける事業者の責務という部分を、私ども行政側が告知、啓発が足りない部分があったのかなと思いますけども、事業系ごみを本来、私どもの受託しております収集業者のほうに取っていただいて、今まできたと。そういう中で、大規模事業者につきましては、それぞれ事業系ごみの契約を結ばれてされておられます。小規模事業者に……。

○議員（1番 淵上 清君） 市役所の分を聞いておると。市役所の分だけ離して。市役所の分はサービスさせるんか、させんかだけですよ。

○市長（財部 能成君） 昨年の分でございますか。

○議員（1番 淵上 清君） その一般的なのは次に質問しますから、市役所のごみを昨年の分はサービスですかって聞いているんです。

○市長（財部 能成君） 私どものこの法律に対しての認識というものを、そして一般廃棄物、家庭系の部分についてはその中で混同して本来はできないというふうに解釈をしておりますので、今までの、旧来の進め方で昨年度までの分についてまずもって、についてはお許しをいただきたいというふうに思う次第です。

○議長（作元 義文君） 1番、淵上清君。

○議員（1番 淵上 清君） 何を言っているんですか、あなた。廃棄物処理法に、第4条に市町村の責務としてしっかり法律に載っとるやないですか。市町村がその責任を持つことに。それを、ごみの収集業者にとらせてサービスをお願いします。何ですか、あなた。ごみの収集業者が何で事業系のごみを収集する義務がどこにあるんですか。即わびて、その損害の分は補填すべきじゃないですか。そんな市がどこにありますか。そのことも含めて、次の質問でしっかり、時間がないからやりますが。

ところで、この事業系のごみは、この市役所分が対馬市の市町村業務として一番プロである市役所の職員の存在する、市役所のごみでさえ法律に違反して業者に、おかしいですか、法律に違反しないと思っっていますか。法律に完全に違反しているんです。ちなみに、私は衛生係長でこの件はしっかり苦勞して勉強もしましたから、上の空みみたいな、答弁じゃだめですよ。法律に違反しているんですよ、対馬市は。何が指導監督すべき市役所が、違反してサービスでお許し願いたい。恥を知らなさい。それはそれでいいです。

いいというのは、前段の答弁は後段でまとめて聞きますから、市役所だけじゃないんですね。対馬市は事業系ごみについて調査もしていない、積算もしていないんですから調査もしていない、指導もしていない、したがって23年度のごみの収集業者には事業系のごみを全てサービスでさ

せておるんです。その分の取り扱いについて、対馬市役所がそうなんですから、ほかのところがしておるはずがない。その分について、どのような取り扱いをされますか。今後、時間がありませんからね。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどから申しますように、廃掃法ができてからその部分について、明確な取り扱いをしないまま四十数年が経過してきているのが実態だと思います。その法律のきちんとした運用ということ、ないがしろに今まで私ども対馬市がしていたというのは、議員さんがおっしゃられるように事実だというふうに思っております。

そういう意味におきまして、現時点のどこまでさかのぼっていくのかという問題も当然ございますが、26年度に今現在市で持っております計画がございます。一般廃棄物処理計画というものを市町村がつくっておるわけですが、現時点において、済みません、平成31年までこの計画を組み立てておりますが、あまりにも期間が長過ぎるということで、ましてこのようなことがはっきりとした中で、新たな処理計画というものをつくり直す必要があるのではないかと、そして市民の方たちともこのことについてきちんと共有をし、事業系の問題、家庭系の問題それぞれのごみのあり方というものを共有して、26年度から新たに歩み出しをしたいというふうな思いを強く持っております。

○議長（作元 義文君） 1番、淵上清君。

○議員（1番 淵上 清君） 市長の言葉ともいえませんね。市民の皆さんは知っているんですよ。事業系のごみは事業所が出すということ、それを取り扱う対馬市だけがわからないじゃないですか。したがって、みんな戸惑っているんですよ。市の取り扱いだけがおかしいんで、市民は全部知っていますよ、そのことを。

それで、たしかこのごみの収集の契約は、平成23年から3年の契約ですね。通常、契約期間中に積算漏れとか違算が発見されたら、即正常な金額を積算して変更契約して減額するなり、増額するなりするんですよ。契約期間中ですよ、まだ。それがされないという意味がわかりませんが、どうしてなんですか。違算を認めたなら、しっかり正常な値にして契約変更すればいいじゃない、契約期間中は。それもできない。どういう意味ですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申しましたように、事業系ごみ、私ども役所の分についても事業系ごみと、そして小規模事業所から出る部分も事業系ごみということでありますが、それぞれ事業者の責任において排出しなければいけないというふうにまずもってなっております、事業系ごみを市町村が処理をする場合においては、その事業者から委託を受けて市町村が処理をするというふうなことになっております。そういうふうな手順を踏む必要があるかというふうに思



っておりまして、時間的にもそのあたりをすぐに組み立てるといのは不可能だというような思いも持っております。

○議長（作元 義文君） 1番、瀧上清君。

○議員（1番 瀧上 清君） 先ほど申しましたように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条に、市町村はその区域内における一般廃棄物、これは事業系ごみも含まれるんですよ。一般廃棄物に。一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じるよう努めなければならないと書いてある。

この意味は、事業所系のごみもしっかり市町村が指導監督して、市町村の責任において事業所は事業所のごみを事業所で負担して排出できるように指導しなさいということを書いてあるじゃない。それを指導も何もしないでいて、積算もせずにそんなことですから、ごみ収集業者にその分を市の仕事をしないでいてから、積算もしないで業者にその収集をさせておいて、変更もできない、何ですかそれ、理由が通らんですよ。もうあきれて私はびっくりしているんですよ。

それじゃあ、お尋ねしますが、そのごみの収集業者に事業系ごみの、各事業所でしっかりと契約をして自分たちで排出していないところの分が漏れておるわけですよ。その分を収集業者が収集して焼却場まで運ばなきゃいけない、その法的根拠をお示してください。市役所の責任でしょう。市役所の責任を業者に強要する、それは何か法的にそんなことになっていますか。どうぞ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、私のほうはその法律の3条に基づいて話を、今させていただいております。3条において、事業者の責務という項目がございます。ここで、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならないということで明文化されております。そういう意味において、大規模事業所については、現時点においてそれぞれが契約を結ばれて、毎日、もしくは定期的に排出をされている事業所も実際ございます。そのようなところとのバランスも考えなくてはいけないのかなと思っております。

確かに、一般廃棄物の法律自体には、今おっしゃられるように廃棄物は市町村がというふうな言葉もあろうかと思いますが、その一般廃棄物の解釈を家庭系と事業系ということに分けて、事業系は先ほど申しましたように、第3条において自分らの責務で事業所はまずもってしなければいけない。だから、事業所からのごみについて、もし市町村が集める場合はその委託契約を市町村と結ぶ中で、結んでからこちらが一般廃棄物処理事業者との間で、今度は収集していただくというふうなのが本当の姿だろうというふうに、私自身は思っております。

○議長（作元 義文君） 1番、瀧上清君。

○議員（1番 瀧上 清君） 本当の姿はいいんですよ。現実はそのような方法になっていないから言っているんですよ。その法律どおりに処理ができるように仕事をしてないじゃないですか。そ

れを業者にさせておって、事業所は事業所系で市は責任ありませんって、どこにそんな法律がありますか。業者は法律によって、業者が無料で事業系の市の指導の漏れたところの分なんかを取らなきゃできないという法律はどこにもない。

しかも、対馬市のごみでさえ、前年までそれだったんですよ。そんな大きなミス、自分自身が指導監督すべき対馬市が、己の役所の分をミスをしておきながら、のうのうと事業系のごみを事業者がするべきだと言えはるはずがない。自分がしてないじゃない。それを業者に取らせておいてから、やむを得ませんと。損害を賠償請求されたらどうします。法的根拠のないことを市がやっちゃいけませんよ。業者は泣いていますよ。

しかも、この対馬市の中で特に厳原市の第2という区域分割しているところは、事業系のごみの多いところですよ。それが、22年度までの積算額が対馬全体の各区域は押しなべてアップしているんです。この第2地区だけが激減しているんですね。積算額が。資料をちょうだいして見てびっくりします。これだけ激減しているのに、何でだろうかということも気づかれない。そして、これはやめておきましょうかね、市長が目玉飛び出るようなことになりますから。

先ほどあえていうたのは、各管理職発言は市長の発言と対外的には取られられますから、大変なことを言いわけがましく言っておる管理職がおりますから、しっかり聞いて注意してください。

いずれにしても法的根拠のない、正常な形に早くしてくださいよ。そして、今までやった分の違算というか、積算ミスによって業者にサービスの収集を強要させた分は、しっかりと補填をする。それをできるかできないか、イエスカノーか答弁してください。それによっては百条委員会でも私はつくって、その辺はしっかりさせていただきます。イエスカノーか、どうぞ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この問題について、今の契約を結んでおります委託業者の方たちに今まで迷惑をかけているということは重々認識はしております。そういう中、26年度に向けて新たなごみの体制というものを整えていきたいという強い思いを持っております。どうかそういうことで御理解をいただければと思っております。

○議長（作元 義文君） 1番、淵上清君。

○議員（1番 淵上 清君） そんな幼稚な行政の運営で、この場を乗り切ろうなんて甘すぎますよ。法律に違反しておるんなら、しっかりと法にのっとって行政はやっていくんでしょ。正常な姿にどうして戻せないんですか。これは、オーケーというわけにはいきませんから、何かのこの議会中に特別委員会なりの、調査特別委員会なりを立ち上げていただいてしっかりしないと、対馬市の大恥ですよ。わからないですか。のうのうとそんなことを言える人がどこにおりますか。もう一遍、法律に違反した分はちゃんと正常に戻しますという御答弁をいただけない限り、私は時間が来てもここをおりませんよ。どうぞ、最後ですから。法律に従って処理してください。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどからこちらが申しております3条の解釈と4条の話で、食い違いが出ているのかなと思います。私どもも3条の解釈の中で、私どもがやってきたことについては、間違いがあったというふうには思っております。ただし、その法律にのっとった場合、事業系ごみというものをやはり事業者の責任において処理をする方法というものを模索をしていかないといけないというふうなことを強く思っております。

○議員（1番 淵上 清君） 最後に一言。

○議長（作元 義文君） 1番、淵上清君。

○議員（1番 淵上 清君） もう時間が来ましたが、あなたはこの通告したことを勉強していないですね。全く法律と違う発言をしているんですよ。中身をわからんならもう一遍勉強して、もう1回私一般質問させてもらいますよ。違う解釈を勝手にしながら、どうしますか。市民が宝ですか、それで。市民を肥やしにしておるだけじゃない。ここ時間が来たがどうしますか。しっかりした、あきれて、まずは時間が来ましたので終わります。

○議長（作元 義文君） これで、淵上清君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。午後は1時から再開します。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、19番、大部初幸君。

○議員（19番 大部 初幸君） こんにちは。昼前は先輩議員が興奮されて、一般席からおりんって言うたから、私の番はこんなじゃなかろうかと心配しておりましたが、回ってきましたので、小さいときから小学、中学から教わっていましたが、清く、正しく、美しくをモットーにまた頑張りますので、よろしくお願いします。

まず1つ、新しく建設する総合病院の建設地の変更について。

せんだって、8月29日の報道で、南海トラフの巨大地震と津波のシミュレーションが大きく政府より発表があり、日本国民は大きなショックを受けたことと思います。関東以西の30都道府県で最大32万3,000人が死亡するとの被害想定が発表され、その中の7割の人が津波による死亡者とのことです。2003年の前回推計2万4,700人や、東日本大震災の死者、不明者約1万9,000人を大きく上回る南海トラフ、巨大地震ですが、早期の避難や対策の徹底で、8割は減らせると分析をし、政府は対策を強化する特別措置法案の取りまとめを急ぎ、来年